

平成30年8月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 平成30年8月21日（火）午後1時30分～午後3時45分

2 場 所 市役所6階 602会議室

3 出席者〔教育長〕内藤隆行

〔委 員〕大岩幹夫(教育長職務代理者)、吉本理、中川奈緒美、
寺本彰、清水国明

〔事務局〕美甘寿規教育総務部長、岩間健一学校教育部長、師岡林教育
総務部次長、戸村達男学校教育部次長兼学校教育課長、千葉
裕之教育総務担当参事兼教育総務課長、木村立彦文化財保護
担当参事兼文化財保護課長、池田隆人保健給食担当参事兼保
健給食課長、安田幸雄教育総務課主幹兼教育企画室長、森田
幸夫教育施設課長、稲田里織社会教育課長、海老沢康子スポ
ーツ振興課長、倉富恵理子生涯学習推進センター所長、中村
まさみ所沢図書館長、中田利明学校教育課教育指導担当主幹
兼健やか輝き支援室長、米澤三八子教育センター所長、葛貫
和也教育総務課主任、柳瀬美紀教育総務課主任

〔書 記〕武政直行教育総務課主査、名雪晋祐教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 1名

6 開 会 本日の議案は、議案第18号から議案第21号の4件。な
お、協議事項 は、行政内部における政策決定過程の協議の
ため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14
条第7項に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委
員全員が賛成し、非公開で審議されることに決定した。

平成30年度教育委員会会議10月定例会会議録に記載の
とおり、非公開で行われた協議事項 の審議内容について
は、本会議録にて公開することとする。

7 議 題

議案第18号 平成30年度所沢市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書について

資料に則り、安田教育総務課主幹兼教育企画室長から以下のとおり説明がなされた。

7月の教育委員会会議において提示した素案からの主な変更点について、説明をさせていただく。6ページから57ページについて、評価表全体を通して、所管課にて内容及び決算額・正規職員数等の確認を再度行い、一部数値等の修正を行った。

報告書の今後の取扱は、8月28日開催の政策会議において各部へ報告し、9月5日開会の所沢市議会第3回定例会に提出し、その後、所沢市のホームページ上で市民に公表することを予定している。

以下質疑。

(大岩教育長職務代理者)

主要施策『確かな学力の育成』の「新たな三学期制」についてですが、この点検はいつまで行う予定ですか。

(戸村学校教育部次長)

「新たな三学期制」については、平成27年度から実施し3年が経過しました。今回の点検評価は、29年度事業の評価をしており、この3年間の成果を点検したものです。来年度以降については、検討させていただこうと考えています。

(大岩教育長職務代理者)

20、21ページの「健やか輝き支援事業」は、いじめ問題等への対応や指導を行う内容だと思いますが、有効性が「5」と評価されています。これからも必要な事業ですし、よく取り組んでいただいていると思いますが、学校での様々な課題を考えると、まだ工夫できることや改善の余地があると思いますので、さらなる充実を図っていく、という姿勢から「4」という評価にしても良いのかなと考えます。

(中川委員)

主要施策『学習環境の整備』のページで、今回から「ところんの学校ルポ」のタイトル一覧を掲載していますが、今後もぜひ継続していただければと思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第19号 所沢市社会教育委員の委嘱について

資料に則り、稲田社会教育課長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市社会教育委員につきましては、平成30年8月31日をもって任期満了となることから、新たな委員の委嘱についてお諮りするものである。

社会教育委員の職務は、「社会教育法」第17条に規定されており、社会教育に関し教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほかに、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるなどがある。

委員の選出にあたっては、学校関係者は、学校教育を代表する者として所沢市立小中学校校長会に、幼児教育を代表する者として所沢市幼児教育振興協議会の2団体に推薦を依頼した。社会教育関係者は、広域的な社会教育活動を長年にわたり行う団体として、所沢市スカウト協議会・所沢市連合婦人会・所沢市PTA連合会の3団体に推薦を依頼するとともに、地域で社会教育活動を行っている方を選出した。さらに、学識経験者は、地域の意見を反映させる者として、市内にある大学から秋草学園短期大学と早稲田大学人間科学学術院の2校に推薦をお願いするとともに、社会教育専門の学識経験者を選出した。

なお、委員の男女比については、「所沢市審議会等の委員選出要綱」第5条にある「委員数の10分の4以上」に努め、15名中の6名は女性委員で、再任の委員は10名、新任の委員が5名となっている。

以下質疑。

(寺本委員)

社会教育委員と教育委員による研修の場を設けて、社会教育の分野で活躍している方の発表を聞いて質問するなどの機会を持てたら良いなと思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第20号 所沢市立所沢図書館協議会委員の任命について

資料に則り、中村所沢図書館長から以下のとおり説明がなされた。

図書館協議会は、「図書館法」第14条に基づき、図書館長の諮問に応じ、また意見を述べる機関である。本市においては「所沢市立所沢図書館設置条例」第12条2項の規定により、委員10名で組織されているが、現在の委員の任期が、

8月31日に満了となる。

「図書館設置条例」第12条3項では、本図書館協議会委員は、教育委員会が任命するとあることから、新たな図書館協議会委員の任命について、本会議にお諮りをするものである。今回、協議会委員の就任をお願いする10名については、いずれも、高い知識と見識、豊かな経験を持ち、図書館協議会委員として、様々な分野や立場からの助言をいただけるものと考えている。

なお、女性委員の比率は40%であり、任期については「図書館設置条例」第12条4項に基づいて、本年9月1日より平成32年8月末日までの2年とするものである。

以下質疑。

(中川委員)

今回任命する方の中で、図書館の経営に関してご助言をいただける方はいらっしゃいますか。

(中村所沢図書館長)

他市において、市立図書館館長の経験をお持ちの方がおり、図書館行政や運営に関する科目を担当していらっしゃいますので、その方からは特に専門家としてのご意見をいただけると考えております。

(清水委員)

委員の中に、デジタル化に詳しい方はいらっしゃいますか。

(中村所沢図書館長)

早稲田大学人間科学部から推薦をいただいた委員は、メディアリテラシー研究を専門としています。また日本大学芸術学部から推薦の委員は、放送学科の教授ですので、映像等の分野に長けている方です。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第21号 平成31年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について

資料に則り、戸村学校教育部次長から以下のとおり説明がなされた。

「所沢市における教科用図書採択基本方針」に基づき、平成31年度使用特別支援学級用教科用図書に関して、北小学校から別紙資料のとおり「選定理由書」が提出された。特別支援学級で使用する教科用図書については、学校教育法附則

第9条の規定により、文部科学大臣による検定済教科書以外の「一般図書」を使用することができることとなっている。

また、この「一般図書」については、特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状況及び発達の段階に適合した教科用図書を毎年採択することができることとなっているため、提出された「選定理由書」による教科用図書の採択について議決をお願いするものである。なお、北小学校以外の特別支援学級については、「一般図書」利用の希望がなかったため、文部科学大臣による検定済教科書を使用することとする。

以下質疑。

(大岩教育長職務代理者)

北小学校の特別支援学級の児童数と学級数を教えてください。

(戸村学校教育部次長)

自閉情緒障害学級が8名と4名の2クラス、知的障害学級が6名と5名の2クラスです。

(清水委員)

発達障害のある児童は、どの学級に通っているのでしょうか。

(戸村学校教育部次長)

発達障害と一言でいっても、知的障害の要素が多い場合と、自閉情緒の傾向が強い場合があります。どちらの傾向が強いかということ considering しながら、就学相談において保護者と相談しながら、就学先を決定しています。

(清水委員)

私の周りで発達障害のある方がいるのですが、会社の中で、もの凄い才能を活かして活躍しています。そのような人を見ていると、その人なりの才能を伸ばす教育がこれからの時代のニーズなのではないかと考えます。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

所沢市教育委員会の8月から11月までの主な行事予定について（教育総務課）

平成30年度所沢市立公民館体育祭・文化祭日程について（社会教育課）

第19回所沢市陸上競技選手権大会の開催について（スポーツ振興課）

第29回所沢シティマラソン大会の開催について（スポーツ振興課）

学校給食センターサマーフェスタの開催結果について（保健給食課）

9 協議事項

平成30年度全国学力・学習状況調査 調査結果の取扱いについて

資料に則り、戸村学校教育部長より、以下のとおり説明がなされた。

平成26年度の調査より、調査結果について市町村全体、個々の学校名を明らかにした公表を行うことが可能となった。そして、公表にあたっては、単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、結果分析を合わせ公表すること、分析結果を踏まえた改善方策についても公表すること、学校名を明らかにした公表を行う場合は、学校と事前に相談をすること、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わないことの配慮事項が示されている。

本市においては、市全体、個々の学校名を明らかにした平均正答数や平均正答率の公表は、調査結果が学力の特定の一部であること、市町村・学校における教育活動の一側面であることを明示しても、序列化や過度の競争等、教育上の影響への懸念が大きいと考える。したがって、これまでどおり所沢市全体や個々の学校名を明らかにした平均正答数や平均正答率の結果の公表については、当面不開示情報として取り扱う考えであるが、来年度以降においても、他市町村の動向も注視しながら、慎重に対応していくこととする。

調査結果の非公開市町村は、昨年度は、県内63市町村中、10市町村で、15.9%となっている。なお、本年度の調査については、中学校は、県の平均をやや上回り、国の平均とほぼ同等、小学校については、全国と県の平均に満たないという結果になっている。詳細については、現在、分析中である。

各学校の保護者や地域への説明の際は、「国語Aの読むことについては、国の平均をやや上回っている」、「算数Bの 〇〇 の分野については、学校として課題

が残る」等、言葉による表現での説明を依頼している。質問紙調査については、学校の判断で公表も可能とし、児童生徒の学力向上へとつながる保護者への説明、啓発に活用していただいている。

以上、これまでの所沢市の考えに基づき、学力調査担当の学校教育課としては、全国学力・学習状況調査の調査結果の公表について、本年度も不開示情報として取り扱うことと考えているが、委員の皆様からご意見をいただき、公表の有無について、検討していただいた結果を県に報告することとする。

以下、質疑。

(吉本委員)

所沢市と同規模の他の自治体は、公表していますか。

(戸村学校教育課次長)

当市と同規模、又はそれ以上の規模で不開示としている自治体は、ありません。

(内藤教育長)

他に意見等がありますか。

《意見等なし》

(内藤教育長)

それでは、本件につきましては、従前どおり不開示情報として取り扱うということによろしいでしょうか。

《異議なし》

第2次所沢市教育振興基本計画素案について

資料に則り、安田教育総務課主幹兼教育企画室長より、以下のとおり説明がなされた。

平成23年度に策定した「所沢市教育振興基本計画」が30年度に計画最終年度を迎えることから、31年度以降を計画期間とする「第2次所沢市教育振興基本計画」の策定を進めている。これまで有識者等で構成された審議会を5回、市長部局を含めた次長クラスで構成された庁内検討委員会を3回開催し、関係多方面から聴取した意見を元に、教育委員会各課と協議・調整し、素案を取りまとめた。

計画の構成について、第1章は、計画策定の趣旨や計画期間などについて、掲

載している。計画期間は、国や埼玉県の計画期間が5年間としていることを踏まえ、5年間とした。また1次計画では8年としていたが、目まぐるしく変化する社会の動向を踏まえると、5年とすることが妥当だとも考えた。

第2章は、1次計画の成果や課題等を記載し、振り返りを行っている。

第3章は、2次計画の基本理念や基本方針などを掲載している。基本理念については、1次計画の基本理念である「三つの宝」を、2次計画においても基本理念としたいと考えている。「三つの宝」には、時代が変わっても必要な要素が含まれており、普遍的なものと考えた。

基本方針については、1次計画では、学校教育分野と社会教育分野の2つの方針としていたものに、2次計画では、教育環境分野を1つの方針として加えた。これは、学校教育や社会教育の土台となる「教育環境」を1つの方針として掲げることが必要だと考えたからである。情報化社会や老朽化が進む教育施設に対応した教育環境の整備や、学校・家庭・地域が連携した教育に取り組むことが益々重要になるためである。

また、2次計画の特徴の一つとなる「計画を進めていく上での3つの視点」を掲げており、様々な施策に反映していく。

第4章から第6章までは、2次計画の基本方針に基づく基本目標と主要施策について掲載している。主要施策については、1次計画の振り返りの中で出てきた課題や、今後5年間に求められている要素を踏まえ、記載している。

第7章は、計画の推進について掲載している。PDCAサイクルによる計画の推進と見直しを行うとともに、指標を設定し進捗管理を行う。

今後のスケジュールについては、本日いただいた意見を踏まえ素案を修正し、11月上旬頃にパブリックコメントを実施する予定である。その後、最後の審議会を行い、審議会から答申を得て最終案をまとめ、12月もしくは1月の教育委員会会議に議案として諮る予定である。

以下、質疑。

(大岩教育長職務代理者)

6ページの掲載内容に関して、以下の3点について、何を指しているのかが少し曖昧な印象を受けました。

- ・「教育を取り巻く社会の動向」について、ここでいう「教育」とは、日本の「教育」なのか、所沢の「教育」なのか。
- ・「一人一人が自ら持てる能力を…」の「一人一人」とは、子供「一人一人」なのか、市民「一人一人」なのか。
- ・「すべての人々に、意思や能力に応じて、…」の「すべての人々」とは誰を指すのか。

また、12ページの「学校・家庭・地域が連携した…」という部分に関してですが、その3者が連携できた状態というのは、どのような状態のことを言うのでしょうか。私は、例えば、地域は「自らの地域の子供たちの健全な育成のために、自分たちは何が出来るのか、それを実現させるために学校と連携をして」というスタンスで連携がなされていくことが、本来の形だと思っていますが、この部分に関わらず全体を通して、本来の言葉の意味や定義を考えて作成していくことが大切ではないかと思えます。

(中川委員)

19ページにある基本方針についてですが、「2 学びの絆ひろがる豊かな人づくり・地域づくりを進めます」と「3 地域とともに社会に対応した教育環境を作ります」には、どのような違いがありますか。

(安田教育総務課主幹)

現行の第1次計画では、社会教育と学校教育の分野に分けていたのですが、今回の計画では、基本方針「2」において、社会教育の分野を扱い、基本方針「3」では、学校・家庭・地域が一体となって取り組む運営体制を含めた、社会教育・学校教育分野における教育環境を扱っています。

(内藤教育長)

他に意見等がありますか。

《意見等なし》

(内藤教育長)

それでは、各委員の意見等を踏まえた対応をよろしく申し上げます。

市内小中学校暑さ対策としてのエアコン設置について

(内藤教育長)

今年の夏は、全国各地で40度を超える記録的な猛暑が続き、県内でも熊谷市で国内観測史上最高となる41.1度を記録し、熱中症による死亡事故について連日のように報道されるなど、気象庁は「命の危険がある暑さであり、一つの災害と認識している」と発表しています。

この暑さの中、市内小中学校へのエアコン設置について、保護者や市民から抗議も含めて多くの厳しい声が連日寄せられており、「子供たちの命を守る」取組が緊急の課題であると認識しています。

現在、「所沢市にふさわしい空調設備整備」に向けて調査を進めていますが、この猛暑を受けて、地球環境にも配慮した小中学校へのエアコン設置に関する今後の方針について、首長から独立した「地方教育行政の合議制執行機関である教育委員会」として協議を行いたいと考えています。

始めに、小中学校の暑さ対策を担当している事務局の関係課から報告をお願いします。

(1)保健給食課

資料に則り、池田保健給食担当参事より、以下のとおり説明がなされた。

学校保健安全法第6条に学校の適切な環境を維持するために、学校環境衛生基準が定められているが、本年4月に、この基準の改正があり、今回は特に温度に関する項目の改正が行われた。

今まで、教室の室温について、夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいとされてきたが、冷暖房機器の一般家庭への普及に伴い、現代の児童生徒の温熱感覚が変化してきていること、また、労働安全衛生法に基づく、事務所衛生基準規則においても、エアコンを設置している場合には、部屋の気温は17度以上28度以下になるように努めなければならない、とされていることを踏まえ、教室等の環境に係る学校環境衛生基準の、温度については「17度以上、28度以下であることが望ましい」との改正が行われ、平成30年4月1日から施行された。本年6月および7月中の学校教室の気温測定結果では、この基準を満たされた日数は、6月で5日間、7月では1日もなかった。

学校保健安全法第6条において、「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」と謳われているが、もはやカーテンや扇風機では、この基準を満たしていくことは難し

い状況であり、エアコンの設置が最も有効であると考える。

なお、参考情報として、本年度、全小中学校に熱中症緊急対応用に経口補水液を計682本配布したが、8月20日現在で、すでに約414本、約60%の使用率であり、不足する学校も生じている。また、学校管理下での熱中症の発生は、医師の診断によるものだけで30年度現在まで21件あり、熱中症による救急車要請は、平成29年度13回、30年度は現在まで7回あった。

(2) 学校教育課

資料に則り、戸村学校教育部次長より、以下のとおり説明がなされた。

文部科学省が、この夏の猛暑対策として、必要に応じ夏季休業日の延長等の柔軟な対応をするようにといった趣旨の通知を発出している。当課が収受したのは昨日であったため、この夏休みについて、延長等何らかの対応をすることは難しいと考えているが、当課としては、現状の中でできる暑さ対策について各学校にすでに通知を出したところである。また、各学校においては、グリーンカーテンやミストシャワーを設けたり、エアコンが入る特別教室を順番に使って授業を行ったりするなど、できる限りの対策を行っているところである。

学校現場の状況であるが、この夏の猛暑により教室内は非常に高温になり、さらに児童生徒の体温が加わるため、体感温度は非常に高くなる。子供たちはそのような状況の中で学習に取り組んでいる。特に休み時間や体育の授業の後などには、汗だくになり体がなかなか冷えないので、本当に汗をしたたらせながら学習に取り組んでいる。災害規模であるといわれるこの夏の暑さを考えると、できる限り早急にエアコンを設置してほしいという声は現場から数多く届いている。

(3) 教育総務課

千葉教育総務担当参事より、以下のとおり説明がなされた。

先日、千葉市教育委員会への視察を行った。千葉市は、普通教室のエアコン設置率が0%であり、当市と類似した状況がある。この7月は、児童生徒の保護者をはじめとする多くの市民から大変厳しい声が寄せられていた。

千葉市長は、これまで財政的な理由からエアコンの設置を回避してきたが、今年の猛暑により「状況の変化を踏まえながら、できるだけ早期に設置したい」と

の意向を表明し、これを受けて事務局職員もエアコン設置の早期実現に向けた準備を進めていた。

当市においても、議会に対して「迅速な調査の上、速やかに市内全小中学校へのエアコン設置を求める」旨の請願書が提出され、全会一致の賛成により採択された。以上、他市の動向など様々なことを勘案すると、本市においても、児童生徒の命を守るための取組は待ったなしの状況に來ていると認識している。

(4)教育施設課

資料に則り、森田教育施設課長より、以下のとおり説明がなされた。

埼玉県内の普通教室における空調設備設置状況は、所沢市4.7%、その他設置率の低い(10%前後)市町村が、6市町村ある。聞き取りや入札状況等の確認を行った結果、エアコンの設置の方針を示し、また、設計業務委託やリース契約を始めている状況を確認している。よって所沢市のみ、エアコン設置の明確な方針が決まっていない状況である。

また、教育施設課では、窓口及び電話でエアコンに対する市民の要望・苦情を受けているが、その数(114件)の多さに驚いており、その内容も過激になり(訴訟、許さない等)、切実なものも多く、「子供に対する、命に対する危機感」が感じられる。また、その対応に苦慮している状況である。

なお、先日、教育委員の皆様にも見学していただいた、簡易的機器の検証実験について、中間報告はまだ届いていないが、速報の結果では、エアコン以外は学校環境衛生基準(温度17以上、28以下/湿度30%以上、80%以下)を満たす機器はなかった。

(午後2時 温度・外気36 : 気化式冷風機32 を上回る、エアコン26
湿度・外気41% : 気化式冷風機60%、エアコン39%)

以上のことから 当課としては、子供たちの命、市民の声、法令遵守等を勘案し、「速やかに、エアコンを設置し、その上で、人の出来る取り組みを模索・実行すること」が必要であると考えます。

実際の設置については、個々の学校の状況を調査し、電源の確保なども行って実施設計し、リース、PFIなどの事務を経て、実際の工事に入ることから、相当な時間を要すものであるため、所沢市教育委員会として、1日も早い「速やかな

エアコンの設置方針」決定が必要と考える。

(内藤教育長)

以上、関係各課より報告がありました。この報告を基に、児童生徒の健康面、法的な面、保護者や議会の声等をふまえ、今後の方針について協議していただきたいと思います。

以下、質疑及び意見。

(寺本委員)

教室内の温度を28度以下とする学校環境衛生基準に関してですが、行政の立場からすると、この基準を満たすことは義務であると捉えてよろしいですか。

(池田保健給食担当参事)

学校保健安全法第6条2項において「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない」とされています。このことから、義務にあたると思います。

(内藤教育長)

実証実験の計測結果では、エアコン以外は、学校環境衛生基準の温度を満たしておらず、また、湿度や騒音の面でも学習環境に適さないことが分かりました。

(大岩教育長職務代理者)

エアコンを設置する場合、国からの補助金は得られるのですか。

(森田教育施設課長)

工事により設置されたものに関しては、市の所有物となるため、補助金の対象となりますが、リースやPFI方式では対象となりません。

(大岩教育長職務代理者)

国からの通知で、夏季休業日の延長も含めて検討するように、という内容がありますが、夏季休業日を延長した場合、授業時間が不足してしまうことに対して、文部科学省からは何か対応策を示されていますか。

(戸村学校教育部次長)

文部科学省からの通知では、「必要に応じて、夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮又は土曜日における授業の実施等をはじめとした柔軟な対応を検討するようお願いします」としています。

(吉本委員)

各課長たちの説明の中で、命という言葉が出ていましたが、文部科学省からの通知の中でも命という言葉は使われていません。命が大切であることは当然のことですが、言葉の強さが議論をリードしてしまうことがありますので、冷静な言葉の選び方が必要かと思います。

(内藤教育長)

平成30年8月7日付の文部科学省からの通知でも、熱中症により児童生徒が体調を崩す事案が各地で発生していることや校外学習後に児童が命を落とす事故が発生していることに触れています。先ほど保健給食担当参事の説明にもあったように、市内でも救急搬送された例があり、学校に配備した経口補水液も、すでに6割消費されている状況があります。命という言葉が使われることに妥当性はあると思います。

また、市民からはエアコン設置を求める厳しい声が寄せられています。さらに、市議会においても「エアコン設置を求める請願」に対して全会一致で賛成しているという事実があります。

(吉本委員)

学校環境衛生基準では、17度以上28度以下とのことですが、「17度以上」の方は、既にクリアできているのでしょうか。

(池田保健給食担当参事)

ストーブ等の使用により、ほぼクリアできています。

(吉本委員)

冬のインフルエンザは寒いことで起きます。温度が21度から24度以上で、湿度が50%以上だと、集団インフルエンザに感染する確率が低くなります。猛暑よりもインフルエンザの方が、死亡率が高いことを考えると、そのあたりも考慮した設備を整えた方が良いと思います。

(寺本委員)

命の問題という言葉についてですが、学校の百葉箱が40度、教室内が42度であれば、これは命の問題ですが、教室内を28度以下に、というのは快適の温度についてであると思いますので、命の問題という言葉は、少し冷静に見ていく必要があると思います。

学校環境衛生基準が今年の4月1日に改正され、先ほど保健給食担当参事に確認したところ、教室内を28度以下にすることは義務である、とのことでした。ルールが変わり、それを遵守することが義務であるということであれば、それに合わせていくことになると思います。

(中川委員)

猛暑が、災害と捉えられるようになり、人々は、命と切り離してこの問題を考えることは出来ない状況になっていると思います。例えば、台風のとくに、学校が無理に登校させて、その途中に事故があった場合、責任を問われることになってしまうと思います。猛暑を災害と捉え、エアコンを設置するために、一刻も早い対応が必要だと考えます。

(大岩教育長職務代理者)

教育委員会は、市内の子供たちの教育の目標達成のために、施策を展開していく機関ですから、その実現のために、子供たちが教育活動に十分参加できるような環境を整える努力をすることが大切だと思います。実際にどのようなエアコンを設置するかは、技術的なことや経済的な面からふさわしいものを選べば良いと思いますので、まずは、教育委員会として、エアコンを設置することを決めるということで良いと思います。

(吉本委員)

予算をつける権限は教育委員会にはないので、教育委員会としてエアコン設置の意思を示し、具体的には、国の学校環境衛生基準を満たす内容で、ということをして市に要請していけば良いと思います。

(清水委員)

災害対策として、エアコンを設置するという方向性を決めて、その後の対応をみんなで知恵を出し合って考えていくことが大切だと考えます。太陽光や小水力、水素発電など色々な節電の方法があると思いますので、そのような工夫をこらした設置を進めることが、「マチごとエコタウン構想」に基づいた所沢らしいエアコンのあり方に繋がっていくと思います。

(内藤教育長)

その他、ご意見はありますか。

《特になし》

(内藤教育長)

それではここで、関係課の課長からあった現状の説明と教育委員のみなさんからいただいたご意見を基に、教育委員会としての方針として、以下のようにまとめたいと思います。

また、市議会で採択されたエアコン設置を求める請願に対しても、この基本方針に則って回答したいと考えます。

【「市内小・中学校へのエアコン設置」に対する基本方針】

平成30年8月21日

所沢市教育委員会

『気象庁は、今年の連日の猛暑を「ひとつの災害」と位置付けた。しかも、この暑さは、今年限りのものではないことも懸念され、その対策は、もはや待ったなしの状況である。

本市では、今年度「マチごとエコタウン所沢構想」の理念に基づき、暑さ対策として「所沢市にふさわしい小中学校の空調設備のあり方」の検討を進めている。地球温暖化防止や省エネルギーに配慮し、学校生活での工夫等も取り入れた「所沢らしい空調設備」の構築を目指すものである。

教育委員会では、児童生徒の学習環境の整備、及び教職員の労働環境の改善に努めることを最大の使命とし、今後の暑さ対策として、地球温暖化防止等も踏まえた市民一人ひとりの主体的取組の推進とともに、学校へのエアコン設置を速やかに実施すべきと考える。その実現に向けて、全力を傾注することを基本的な方針とする。』

全会一致で承認された。

1 0 その他

- ・教育委員会会議 9月定例会：9月26日(水)午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議 10月定例会：10月26日(金)午後1時30分
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議 11月定例会：11月19日(月)午後3時30分
教育センター 第1研修室

1 1 閉 会 午後3時45分